

令和3年度奈良県内部統制評価報告書審査意見書

「奈良県監査基準」に準拠し、地方自治法第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和4年9月7日

奈良県監査委員	内野 正博
同	森田 康文
同	和田 恵治
同	藤野 良次

1 審査の対象

「令和3年度 奈良県内部統制評価報告書」

2 審査の着眼点

監査委員による令和3年度奈良県内部統制評価報告書の審査は、奈良県知事が作成した内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うその他の監査、検査、審査等によって得られた知見に基づき、奈良県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

令和3年度奈良県内部統制評価報告書について、奈良県知事及び内部統制評価部局から報告を受け、「奈良県監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和3年度奈良県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 備考

審査の結果は上記のとおりであるが、監査委員としての意見を次のとおり付記する。

「令和3年度内部統制の評価の概要」において、「長時間労働に関する不備については、発生件数が多い状況である。長時間労働は、脳・心臓疾患及び精神性疾患による健康障害を引き起こす原因となり得ることから、これまでも、県職員の心身の健康維持と公務能率の向上のため、適正な勤務時間管理に取り組んでいるところであるが、今後は取組の強化を検討する必要がある。」と記載されている。

上記の趣旨を踏まえ、メンタル不調による長期休暇、長時間労働のリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見するため、所属における職員間のコミュニケーションを十分に図るなど、今後とも内部統制が有効に機能するよう、取組の強化を組織的に進められたい。